

不正軽油に 逃げ道なし

平成18年度の法改正により、不正軽油に関わるあらゆる人が罰則の対象になりました。

また、「不正軽油包囲網」の完成です。

材料や設備の提供・運搬
3年以下の懲役・300万円以下の罰金

製造
5年以下の懲役・500万円以下の罰金

運搬・保管
2年以下の懲役・200万円以下の罰金

販売
2年以下の懲役・200万円以下の罰金

使用
2年以下の懲役・200万円以下の罰金



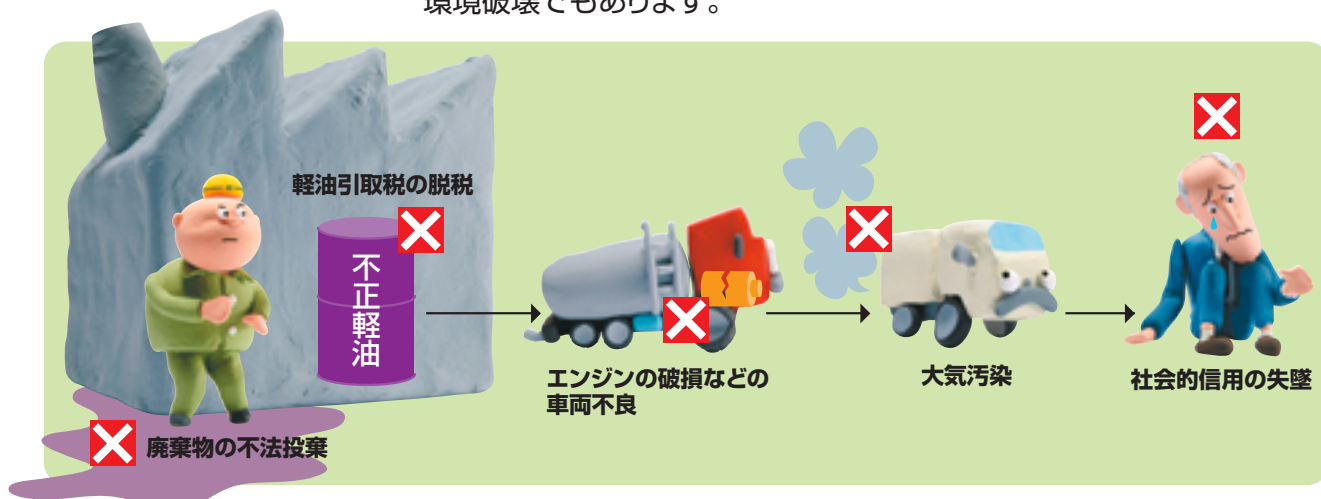
10月は全国不正軽油撲滅強化月間です

不正軽油包囲網！

安すぎる軽油は不正軽油かも…。

不正軽油、5つの×

不正軽油は社会と環境に悪影響を与える重大な犯罪です。悪質な脱税行為というだけでなく、製造過程や使用によって土壌や大気を汚染する環境破壊でもあります。



不正軽油に関わる人は罰せられます！

地方税法の改正により、不正軽油に関わるあらゆる人が罰則の対象となりました。製造、販売、使用など不正軽油に関わる人だけでなく、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などにも罰則が適用されます。また、それぞれに科される罰則も強化されています。

◎不正軽油を製造する者に材料などを提供・運搬すると… 平成18年度 新設

不正軽油の製造に使われることを知って材料・薬品・設備などを提供・運搬すると、3年以下の懲役・300万円以下の罰金が科されます。さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。〔法700条の22の3〕

◎不正軽油を製造すると…

5年以下の懲役・500万円以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。〔法700条の22の3〕

◎軽油引取税を脱税すると…

5年以下の懲役・500万円以下の罰金が科されます。〔法700条の28〕

◎不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると…

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、2年以下の懲役・200万円以下の罰金が科されます。さらに法人には1億円以下の罰金が科されます。〔法700条の22の3〕

不正軽油の製造に加担した人は納税義務を負います

◎委託を受けて不正軽油を製造すると…

委託を受けて不正軽油を実際に製造すると、委託者と共に軽油引取税を納付する義務を負います。※〔法700条の4の2〕

◎不正軽油製造施設を貸し付けると…

不正軽油を製造した施設・設備（車両等の移動施設を含む）を貸し付けると、製造者と共に軽油引取税を納付する義務を負います。※〔法700条の4の2〕

※納税義務者が特定できないときまたはその所在が明らかでないとき

●お問い合わせは、都道府県の税務担当課、または県税事務所などにお尋ねください。